

## 令和5年6月（第2回）定例会 文教民生委員会委員長報告

ただいま議題となりました議案第55号宇部市休日・夜間救急診療所条例中一部改正の件外1件について、付託されました文教民生委員会の審査の結果及び審査の概要を御報告申し上げます。

まず、審査の結果であります。議案第55号及び第56号の2件についていずれも全会一致をもって、本日お手元の委員会審査報告書に記載のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、審査の概要について申し上げます。

まず、議案第55号宇部市休日・夜間救急診療所条例中一部改正の件についてです。

本案は、小児救急医療体制の維持及び市民の利便性向上のため、小児科の診療時間を変更するものです。

それでは、本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げます。

まず、このたびの条例改正によって、本市の財政負担は生じるのかただしたところ、制度移行に当たり、歳出については約344万円を試算しているが、これは、現在の在宅当番診療等に要する経費が減額されるものの、診療所の診療時間拡大に伴い、医療従事者への委託料及び医薬材料費等の運営経費等が増額になると見込んでいることによる。

一方、歳入については、当該診療所に支払われる診療報酬の増加等が見込まれることから、歳出額を上回ると想定し、このたびの条例改正による財政負担は生じないと考えているとのことでした。

次に、小児初期救急医療が診療所に集約されることになるが、患者が集中した際の医療体制は整備できているのかただしたところ、当診療所の小児科医療体制については、医師会が調整の上、本市及び山陽小野田市の開業医、並びに山大勤務医の交代により運営されることになるが、繁忙期においては、医療スタッフの増員等を行うなど、今後ともしっかりと対応できるような体制確保を図っていくとのことでした。

以上のような質疑がなされた後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第56号工事請負変更契約締結の件（神原小学校屋内運動場改築（建築主体）工事）についてです。

本案は、神原小学校屋内運動場（建築主体）工事について、資材価格及び賃金の上昇に伴うインフレスライド条項の適用により、工事請負金額を増額変更するものであり、市議会の議決を求めるものです。

それでは、本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げますと、このたびの契約金の算定方法についてただしたところ、建築資材等の価格高騰を受け、請負業者からインフレスライド条項適用に関する申入れがあったため、発注者である本市との協議によって金額を決定したところである。金額としては、インフレスライド条項に基づき、残りの工期に係る工事費を再計算した増額代金約685万円から、請負業者の負担分に相当する残工事費の1%、約255万円を除いた約430万円を市が負担するものであるとのことでした。

以上のような質疑がなされた後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

以上が、本委員会における審査の概要であります。

その他の議案につきましては、本席から特に御説明申し上げる事項はありません。

よろしく御審議くださるようお願いしまして、文教民生委員会の報告を終わります。